

地方財政の充実強化と地方自治体の主体性の保障を求める意見書

政府は、平成25年度予算編成に当たり、地方交付税を削減し、その削減分を防災・減災事業に充てる方針を打ち出した。地方交付税は、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方自治体が一定の水準を維持し得るよう財源を保障する見地から、国税として国がかかわって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方にかかわって徴収する地方税である」と、平成17年2月25日の衆議院本会議において小泉純一郎内閣総理大臣（当時）は答弁されている。そして、地方交付税法では、「国は、交付税の交付に当っては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない」と定められている。

今回の地方交付税の減額については、財源が足りないという理由ではなく、地方公務員も国家公務員と同様に給与を7.8%削減すべきとの考え方に基づき提案され、しかも防災・減災事業、地域の活性化等の緊急課題に対応するため、給与削減額に見合った事業費を、歳出に特別枠を設定して計上するとしている。給与の削減を行わなければ、予算が減じられるだけであり、これは地方交付税法に照らしても問題視すべき行為で、地方自治の本旨を揺るがす大きな問題と考える。

地方財政計画給与関係費の決算状況では、平成10年度（26兆8,403億円）から平成21年度（23兆4,179億円）まで3兆4,224億円削減（マイナス12.8%）されている。こうした状況を受け、地方自治体は財政健全のために10年以上も前から独自の給与カットを行いながら、財政健全化に努力をしてきた。県内市町村では、人件費は平成21年度段階で平成16年度と比べて約140億円（マイナス11.8%）となっており、さらに行財政改革を計画的に進め、平成17年度から平成22年度の間地方公務員の定数削減目標（国の要請マイナス5.7%）を大幅に上回る10.8%の定数削減も実施してきた。これらの努力は、厳しい財政の中でも主体的に地方自治を全うするために行われてきたのである。

今回の国の対応は、国民の同意を得やすい職員給与の削減から始まり、やがては国民生活のセーフティーネットを脅かす部門にまで、地方自治体の裁量を認めない状況ともなりかねない。地方交付税の用途について、地方自治体の主体性を欠くような国の指導があってはならない。地方自治体の独自性・主体性を担保するためにも、このような国の誤った考え方を認識させ、正していく必要がある。

よって、国会及び政府においては、これらのことを踏まえ、地方交付税の用途については、地方自治の本旨を尊重し、地方自治体の自由裁量に委ねることにより地方自治体の主体性を保障するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月18日

大 分 市 議 会